



大阪大学ハラスメント相談室

第12号 平成29年12月

ハラスメント相談室だより

いよいよ1年の締めくくりの12月になりました。みなさん何かと忙しい日々をお過ごしのことと思います。ハラスメント相談室だより第12号をお届けしますのでどうぞご覧ください。

「大阪大学『性的指向（Sexual Orientation）』と『性自認（Gender Identity）』の多様性に関する基本方針」の策定を受け、「大阪大学におけるハラスメント問題に関する基本方針」を改正しました。

このたび、「大阪大学『性的指向（Sexual Orientation）』と『性自認（Gender Identity）』の多様性に関する基本方針」が策定されました。これは「性的指向」と「性自認」の多様性と権利を認識し、偏見と差別をなくすよう、構成員への啓発活動をしていくことを提示するもので、全構成員（学生・教職員）を対象とした基本方針の策定は、国立大学では先駆けとなります。

詳細はこちらをご覧ください。↓

<http://www.danjo.osaka-u.ac.jp/2017/08/post-8003/>

ハラスメント相談室では、これまでも相談者等の「性的指向」又は「性自認」にかかわらず、広く相談を受け付けてきたところですが、上記方針策定等を受け、「大阪大学におけるハラスメント問題に関する基本方針」において、改めて以下のとおり定義しました。

○ 大阪大学におけるハラスメント問題に関する基本方針（改定後-抜粋）

※ 下線が今回の追記部分

この基本方針は、大阪大学（以下「大学」という。）におけるハラスメント問題について、良好な教育・研究・労働環境を維持するために、その発生の防止や問題の解決に取り組む大学の姿勢を明らかにし、大学の構成員・関係者に周知するためのものです。

1. ハラスメントの定義

この基本方針における「ハラスメント」とは、以下に掲げる「セクシュアル・ハラスメント」、「妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント」、「アカデミック・ハラスメント」及び「パワー・ハラスメント」をいいます。

(1) セクシュアル・ハラスメント

セクシュアル・ハラスメントとは、職務・研究・修学・課外活動における関係を利用して、相手に不快な思いをさせる「性的な言動」（性的な関心や欲求に基づく言動をいい、性別により役割を分担すべきとする意識又は「性的指向」若しくは「性自認」に関する偏見に基づく言動を含む。）をいい、時間と場所を問いません。また、セクシュアル・ハラスメントには、結果的に職務・研究・修学・課外活動の環境が害される行為のほか、上記の「性的な言動」に対する相手の対応によって利益又は不利益を与える行為が含まれます。

また、前述のように、セクシュアル・ハラスメントに該当するか否かは、基本的には言動の受け手がそれを不快に感じるかどうかによって決まるとされています。（以下略）

ハラスメントを根絶し、多様な構成員の個性と能力が存分に発揮できる学修、研究、就業環境を整備しましょう。

※「大阪大学におけるハラスメント問題に関する基本方針」（全文）は以下のページからご覧いただけます。↓

http://www.osaka-u.ac.jp/ja/guide/student/prevention_sh

大阪大学ハラスメント相談室だより

第12号 平成29年12月

コラム 相談員からちょっとひとこと

ハラスメント相談室では、現在8名の専門相談員が相談をお受けしています。
専門相談員からの「ちょっとひとこと」を毎号コラムでお届けします。

ハラスメントの中でも特に、セクシュアル・ハラスメントに関する理解の違いで、問題がそのままになってしまうことが多いと感じています。例えばこんな時。「今度新婚旅行に行くんです」という後輩に「子づくりに励む旅ね」と応じている同僚。後輩は「リアルすぎですよー」と特段気にする様子もなく受け答えしています。そのやりとりを聞いて不快だと感じたあなた。同僚とは関係性が良好で、尊敬する面もたくさんあります。ただこれまでに何度か、第三者に対する性的な発言や、あなたにとっては行き過ぎと感じる身体接触を目にし、嫌だと感じてその場を離れたことがあります。そうした言動が無ければ、いい同僚なのだと思います。

こんな時、あなたならどうしますか？日頃から距離が近く仲の良い人の振舞いについて、なかなかNOを言いにくいことがあります。他の人は気にしていないみたいだし、自分が直接されている訳ではないし・・・自分が敏感すぎるのかな？相手の文化では普通のことかもしれないと、不快と感じる相手の言動を好意的に解釈して納得しようとしたりします。身近な人に話してみても「まあ、あの人はそういう人だからね」と言われ、自分の感覚がおかしいのだと自分を責めるようになることもあります。相手に嫌われたくない、良好な関係は保ちたいと思い何も言わずにいることも多いです。自分が直接されていなくても、見ていて聞いていて不快と感じる言動は環境型のセクシュアル・ハラスメントになり得ます。利害関係のない人に話すことで、距離が近いが故に見えなくなっている問題に気付くこともあります。また、嫌だと感じたことが人格を否定するような発言だったらどうでしょう？「その発言はちょっとまずいよ」と相手に言えたりしませんか？私たちは、性的な言動についてのコメントを口にするのを躊躇する傾向があるのかもしれませんが、少し立ち止まって振り返ることで、何か見えてくることもあるかもしれません。

大阪大学ハラスメント相談室 (秘密厳守)

豊中地区 06-6850-5029 (ハラスメント全般)
06-6850-6006 (アカデミック・パワー等ハラスメント)
吹田地区 06-6879-7169 (ハラスメント全般)
箕面地区 072-730-5112 (ハラスメント全般)
大阪大学HP http://www.osaka-u.ac.jp/ja/for-student/ja/guide/student/prevention_sh



編集・発行 大阪大学総務部ハラスメント対策事務室
〒565-0871 吹田市山田丘1-1 Email: soumu-harassment@office.osaka-u.ac.jp

